

誰が相続人かを調べる

【亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍、除籍、改整原戸籍の謄本を取得】

戸籍（現戸籍、除籍、改整原戸籍）には、相続人に関する情報が記載されております。
しかし、戸籍は、改整されたり、転籍されたりしますと、相続人に関する情報が抜けてしまう場合もあります。
その為、亡くなられた方の出生から死亡までの全てを取得する必要があります。

【上記作業により推定される相続人の調査】

推定される相続人が先に亡くなっていないか？（戸籍謄本を取得）

廃嫡されていたり、相続欠格事由に該当していないか？

★廃嫡や相続欠格等に関しては、下記をご参照下さい。

※推定相続人の死亡・廃嫡・欠格の場合、代襲相続人がいないか等の調査が必要となります。

関連情報の補足

★被相続人とは … 相続される人の事。

★相続人とは … 相続する人の事。

★法定相続人とは

ここでは、民法に定められている相続人に関して説明します。※相続税法などの場合、一部考え方が異なる部分があります

必ず、相続人となる者

配偶者

@民法第八百九十条

+

上位グループより順番に該当者を探し、該当者のいるグループのメンバーが相続人となる
※上位グループに該当者いたら下位グループのメンバーは相続人とはならない

第一順位グループ（直系卑属）

「子（実子[非嫡出子、嫡出子]、養子）→「孫」→「ひ孫」…

@民法第八百八十七条

or

↓↓↓該当者いない場合は下位グループへ↓↓↓

第二順位グループ（直系尊属）

「父母」→「祖父母」→「曾祖父母」…

@民法第八百八十九条

or

↓↓↓該当者いない場合は下位グループへ↓↓↓

第三順位グループ

兄弟姉妹→「兄弟姉妹の子」※「兄弟姉妹の孫」以降は対象外

@民法第八百八十九条

※相続の放棄を行った者は、初めから相続人ではないとみなされます @民法第九百三十九条

→グループ内にメンバーが存在してもその全員が相続放棄した場合、次のグループへ権利が移ります。

※上記法定相続人がいない場合で遺贈等もされていない時は、被相続人の財産は特別縁故者または国（国庫）が取得します。

関連情報の補足

★代襲相続（だいしゅうぞうぞく）とは

相続人が被相続人より先に亡くなったり、欠格や廃除により相続権を失った場合（放棄した場合は駄目）に相続人が子が相続する事。さらに代襲者が先に亡くなったり、欠格や廃除により相続権を失った場合（放棄は駄目ですよ）には代襲者が子が相続します。この事を再代襲といいます。

兄弟姉妹が相続にである場合には、再代襲は行われぬ事に注意が必要です。

@民法第八百八十七条、第八百八十九条

★相続欠格と廃除とは

相続欠格は、国が制裁として相続権を剥奪しますが、廃除は、被相続人が制裁として相続権を剥奪します。

「相続欠格」

- ・被相続人または先順位の相続人若しくは同順位の相続人を故意に死亡させた又は死亡させようとした為に刑に処せられた者
- ・被相続人が殺された事を知っているのに告発または告訴しなかった者
…是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族の場合は、除かれます。
- ・被相続人が相続に関する遺言をしたり遺言の撤回や取り消し又は変更をするのを詐欺又は強迫によって、妨げた者
- ・被相続人に詐欺又は強迫を行い、相続に関する遺言をしたり遺言の撤回や取り消し又は変更をさせた者
- ・相続に関する被相続人の遺言書を偽造したり変造し、破棄し、又は隠匿した者

@民法第八百九十一条

「廃除」

- ・被相続人に対する虐待や重大な侮辱等があった場合、家庭裁判所に廃除の請求を行う事ができる。
- ・廃除は、遺留分のある推定相続人に対して行える。
…遺留分のない推定相続人が廃除できないのは、遺言書にて意思を表明する事で廃除と同じ効果があるからだと思えます。
- ・廃除は遺言書にて行う事もできます。※遺言執行者が家庭裁判所に廃除の請求を行います
- ・廃除の取り消しを行う事ができます。※欠格には取り消しの制度ありません

@民法第八百九十二条、第八百九十三条、第八百九十四条

★胎児の権利とは

胎児にも「損害賠償請求権」@民法第七百二十一条、「相続権」@民法第八百八十六条、「受遺能力」@第九百六十五条があります。

★包括受遺者とは

包括遺贈（相続分の6分の1を遺贈する等、割合を指定された遺贈）を受ける者で、相続人と同一の権利義務を有します。

@民法第九百九十条

★特別縁故者とは

相続人となる人がいない場合（前頁「★法定相続人とは」参照）に特別の縁故のあった者（生計を同じくしていた者や療養看護に努めた者など）の請求により家庭裁判所が相当と認めた場合に清算後残った相続財産の全部又は一部を与える制度です。

※但し、実際に特別縁故者と認められるまでに相当の時間がかかりますので、お世話になった方に遺言書を残してあげると良いでしょう。